

議案第^{四一}九号

再決処分事項の報告について、

昭和三十一年度適年発生補助災害復旧事業費に充当するにめ起す
起債について地方自治法第百七十九條第二項の規定により再決したので
同法第百七十九條第三項の規定により承認を求めらる。

昭和三十一年五月十二日報告

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅九年五月拾貳日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



專決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額

金壹百五十拾萬円也

一 起債目的

過半発生補助災害復旧事業費に充当するため。

一 利率

年割以内

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入時期

昭和參拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を

翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し、財政の都合により繰上償還をし又は償還

年限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができる。

償還財源

税金その他一般歳入

右地方自治法第百七十九条第一項の規定により専決する。

昭和三十九年三月三十一日

三朝町長 坂出 雅己